

国民年金保険料の 納付についてのご案内

住民税務課（住民チーム）

電話 0994-22-3039

住民生活課（民生チーム）

電話 0994-25-2511

鹿屋年金事務所

電話 0994-42-5121

平成22年4月～平成23年3
月分の国民年金保険料は月
額「15,100円」です。

■現金納付（納付書でのお支払
い）について

現金で納付される場合は、「領
収（納付受託） 済通知書」を
使用します。

銀行・信用金庫などの金融
機関・郵便局のほか、コンビ
ニエンスストアで納付できま
す。

★前納や各月など、納付される
月分によってご使用いただく
「納付書」が異なります。「領
収日付印」・「納付期間」欄な
どご確認ください。



国民年金は「安心」で「お得」
な制度です。

①老後をずっと支える終身の年
金・・・生きている限り年金
が受け取れる一生涯の保障で
す。

②不測の事態に備える保険とし
ての年金・・・公的年金制度
の障害・遺族年金

★保険料の納付が困難な場合
は「保険料の免除制度」をご
利用ください。

出生等の届出をされる方をお願い

厚生労働省では毎年人口動態調査を実施しています。この調査は皆さんからの出生、死亡、死産、婚姻及び離婚の各届書をもとに、出生や死亡の状況などを調べるものですが、国勢調査の行われる年には、人口動態職業・産業調査を実施し、届書に職業の記入もお願いすることとしております。なお、死亡届には、併せて産業の記入もお願いしております。

調査結果は、今後の厚生労働行政の基礎資料として活用いたします。

本年は国勢調査の年であることから、届出をされる方々にはご面倒をおかけしますが、ご協力くださるようお願いいたします。

- 【調査期間】 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの一年間
- 【調査対象者】 出生、死亡、死産、婚姻及び離婚の届出をされる方々
- 【調査方法】 各届書の届出をされるときに、それぞれ職業を記入していただきます。例えば、「教師」、「看護師」の方は専門・技術職、「一般事務員」、「パソコン操作員」の方は、事務職、「小売店主」、「販売店員」の方は販売職、「美容師」、「調理師」、「飲食店主」、「ホームヘルパー」の方はサービス職というように書いていただくこととなります。

また、死亡届には、農業、建設業、不動産業といった産業も併せて記入していただきます。



届出をする役場の窓口で「出生、死亡、死産、婚姻、離婚の届出をされる方をお願い（職業・産業例示表）」を備え付けていますので、参考の上、記入をお願いいたします。また、わからない場合は、窓口でおたずねください。

【お問合せ先】

錦江町役場 住民税務課（住民チーム） ☎0994-22-3039